

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンターに相談しよう!

北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター
0228-23-5700

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000

仙台弁護士会
三陸海岸法律相談センター
0226-22-8222 金曜日のみ

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター
0229-22-4611 水曜日のみ

宮城県消費生活センター
022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター
022-223-2383

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700

仙台弁護士会
県南(大河原)法律相談センター
0224-52-5898 水曜日のみ

相談受付時間

◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

栗原圏

気仙沼・本吉圏

登米圏

大崎圏

石巻圏

仙台圏

仙南圏

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆消費者の強い味方『クーリング・オフ』
- ◆クーリング・オフできる期間・取引、はがき記載例
- ◆クーリング・オフ チェックポイント
- ◆困ったときの相談窓口

8 August
月号
第10号

消費者の強い味方「クーリング・オフ」

こんなことがありました（新聞報道より）

- 先日、登米市内の民生委員さんが、近くに住む一人暮らしの女性から、「訪問販売で消化器を22,800円で購入したが、解約したい。」と相談を受けました。
- その民生委員さんは、『クーリング・オフ』の手続きを取ろうとしました。
- クーリング・オフの期限は相談を受けた当日だったため、その日のうちに業者にクーリング・オフ通知を送ろうとしましたが、時間が遅かったので地元の郵便局は閉まっていました。
- そこで、登米警察署に相談したところ、石巻郵便局が午後8時まで郵便を受け付けていることがわかり、石巻郵便局でクーリング・オフの通知を発送し、無事、解約・返金をしてもらうことができました。
- この民生委員さんは、登米警察署から、「消費者の保護活動に尽力した」として、感謝状を贈られました。

クーリング・オフとは？

『訪問販売』、『解約』、『期限』などのいくつかのキーワードが出てきましたが、そもそも、

『クーリング・オフ』ってどういう制度かご存じですか？

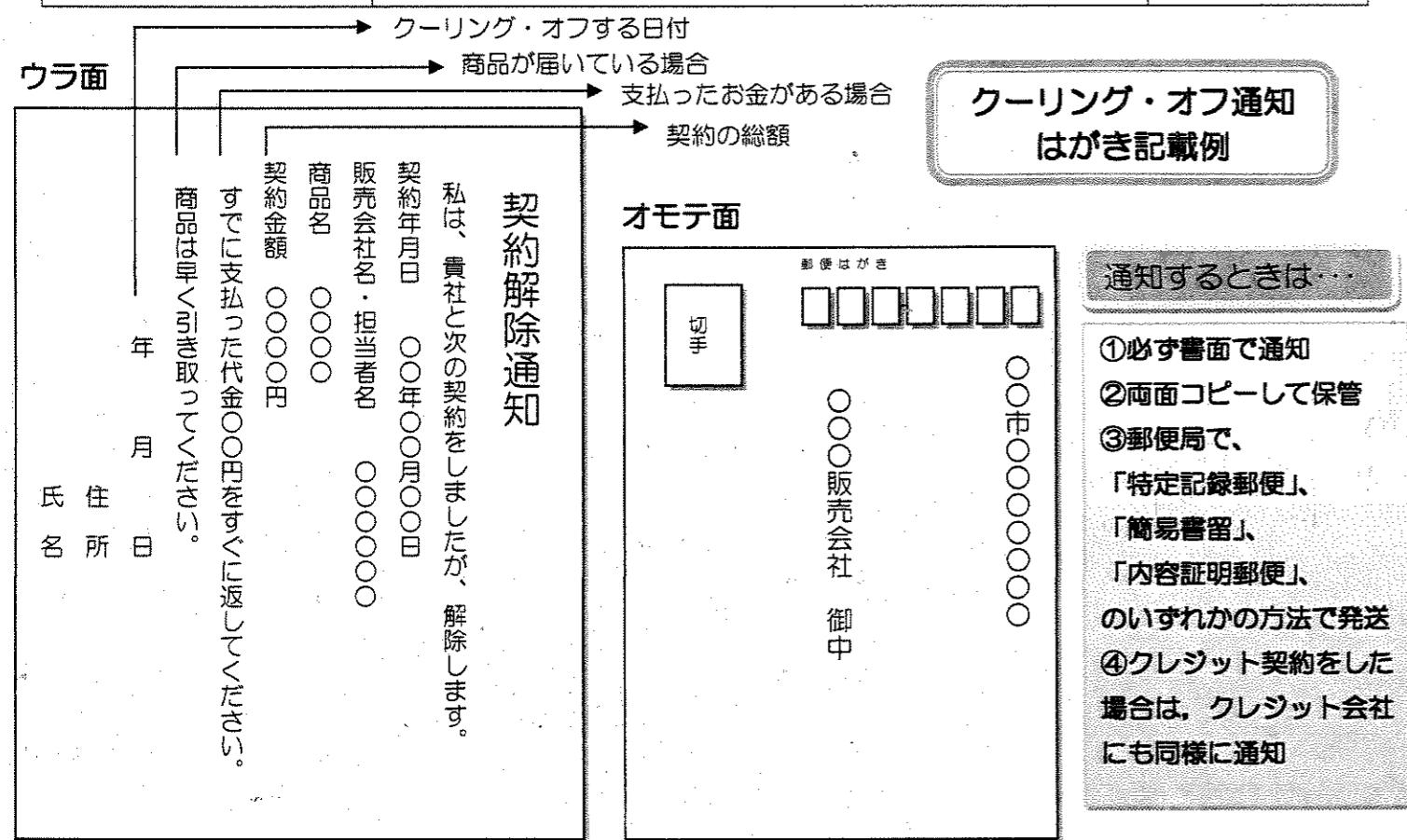
クーリング・オフ制度についてのご説明はこれら

クーリング・オフ制度とは？

- 『クーリング・オフ制度』とは、消費者が商品やサービスの契約をしたものの、「契約をやめたい」と思ったとき、一定期間内（下記）であれば無条件で契約を解除できる制度です。
 - すでに支払ったお金があれば、全額返金されます。商品を返すときの費用などは、事業者が負担します。
 - 事業者から「クーリング・オフできません」と言われたり、脅されるなどしてクーリング・オフを妨害されたときは、期間が過ぎていてもクーリング・オフできます。

クーリング・オフできる期間・取引（特定商取引法）

取引内容（販売形態）	適用対象	期間
訪問販売	事業者の営業所以外の場所（自宅や喫茶店、街頭で誘われて案内された場合は営業所や店舗も対象。）での商品・権利・サービスの契約。	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた（電話をかけさせられた場合も含む）商品・権利・サービスの契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法（他の人を加入させれば利益が得られると言って商品やサービスを契約させる商法。）等による契約（店舗契約も含む）。	20日間
業務提供誘因販売取引	内職商法（在宅ワークで収入を得るために必要と言って商品やサービス、登録料などの名目で金銭を支払わせる商法）による契約（店舗契約も含む）。	20日間
特定継続的役務提供	エステティック・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを継続的に行う契約（店舗契約も含む）。	8日間



『クリーリング・オフ』 チェックポイント

その契約、
『クリング・オフ』
できますよ！



- 1 契約した場所は、店舗や営業所以外ですか？

※「店舗以外」とは、自宅や喫茶店、1日だけの展示会場などです。

※2～3日以上の展示販売でも、強引に勧説された場合はクーリング・オフで返します。

※キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法（催眠商法）は、店舗契約も対象になります。

- 法定の契約書面が交付されてから8日（20日）以内ですか？

※事業者から受け取った書面に、クーリング・オフ制度の説明や、その他法令に定める事項が書かれていなければ、8日間（20日間）が過ぎていてもクーリング・オフできます。

- 3 代金は3,000円以上ですか?

※総額3,000円未満の現金払いの場合は、
クーリング・オフできません。

- 4 クーリング・オフができない商品・サービスではないですか？

※原則として、すべての商品やサービスがクーリング・オフの対象となります。二輪以外の乗用自動車の購入や、自動車リース、電気やガス、葬式などの契約については、クーリング・オフできません。

- クーリング・オフしたいものは使っていませんね?

※指定消耗品（健康食品、化粧品など8品目）は、開封したり、使用したりするとクーリング・オフできません。

ただし、書面に「使用するとクーリング・オフできなくなる」と書いていなければ、
使用後・開封後もクーリング・オフできます。

さらに、販売員から勧められて使用・開封した場合もクーリング・オフできます。

さあ、クリーリング・オフしましょう！

クーリング・オフできない人をあきらめないで！
未成年者契約や消費者契約法によって取り消しできるケースかもしれません。
すぐに消費生活センター（連絡先は裏面に記載）に相談しましょう！